

令和7年度渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、地震発生時に伴う危険ブロック塀等の倒壊による人命被害を防ぐため、道路に面する危険ブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
内容	<p>補助の対象となる事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものです。</p> <p>(1) 市内にある危険ブロック塀等又は危険ブロック塀等と同時に基礎を除却するもの</p> <p>(2) 除却後安全が確認されたもの</p> <p>(3) 上記の除却を市内に事業所を有する法人又は個人事業主が行うもの</p> <p>補助対象危険ブロック塀等</p> <p>コンクリートブロック塀、石塀その他のこれらに類する組積造の塀で、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。</p> <p>(1) 個人が所有するもの</p> <p>(2) 道路に沿って設置されているもの</p> <p>(3) 道路又は地表面から当該危険ブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.2メートルを超えるもの</p> <p>(4) 補助金交付決定前に市が行う危険ブロック塀の点検（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号）別紙1に基づくものをいう。）の結果、危険性が確認されたもの</p> <p>補助対象者</p> <p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件をすべて満たすものです。</p> <p>(1) 危険ブロック塀等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から補助対象事業の実施に係る同意を受け、自身の費用で除却する者</p> <p>(2) 次に掲げるものを滞納していないこと。</p> <p>ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した市区町村のもの）</p> <p>イ アに掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、</p>

	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
	交付金額	1 補助金の額は補助対象経費の2分の1とし、5万円を限度とします。 2 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、30万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	補助金の交付は、同一年度につき1回限りとします。
	交付申請の方法、 時期等	補助対象事業に着手する前日までに建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 澁川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 除却する塀の位置を示した敷地図 (2) 塀の現状が確認できる写真 (3) 見積書の写し (4) 市区町村税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの (5) 同意書（様式第2号） (6) その他市長が必要と認める書類 【注1】本市が澁川市税の納税状況を確認することに同意する場合は、(4)の書類を除きます。 【注2】(5)の同意書は、危険ブロック塀等の所有者若しくはその相続人から同意を受けた場合に限りです。 【注3】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から10日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、澁川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。
	変更交付申請の方法、 時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに澁川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 澁川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書又は澁川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認（不承認）通知書の写し (2) 変更内容を明記した図面（図面に変更がある場合に

	<p>限る。)</p> <p>(3) 見積書又は請求書等の写し(費用に変更がある場合に限る。)</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
変更の承認	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知します。</p>
工事中止	<p>補助金の交付決定を受けた者が、危険ブロック塀等の除却を中止するときは、渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金工事中止届出書(様式第6号)に渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書又は渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認通知書の写しを添えて提出してください。</p>
承継申請の方法、時期等	<p>補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人(以下「承継者」という。)が承継することができます。渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金承継申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書又は渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認通知書の写し</p> <p>(2) 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
承継の承認	<p>承継申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金承継承認通知書(様式第8号)により承継者に通知します。</p>
実績報告の方法、時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又は、その日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金完了実績報告書(様式9号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書又は渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認通知書の写し</p> <p>(2) 領収書又は支払いが確認できる書類の写し</p> <p>(3) 工事完了後の写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告内容が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金確定通知書(様式第10号)により交付</p>

	すべき補助金の額を確定します。
請求の方法	渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金請求書（様式第11号）により請求してください。
交付決定の取消し	次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。この場合は、渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知します。 (1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき又は受けようとしたとき (3) 補助金を他の用途に使用したとき (4) この要綱の規定に違反したとき
補助金の返還	補助金の交付後に補助金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、次の定める額の補助金を返還しなければなりません。この場合、渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金返還命令書（様式13号）により通知します。 (1) 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号） 同意書（様式第2号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更交付申請書（様式第4号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金工事中止届出書（様式第6号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金承継申請書（様式第7号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金承継承認通知書（様式第8号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金完了実績報告書（様式第9号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金確定通知書（様式10号）

	渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金請求書（様式11号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定取消通知書（様式12号） 渋川市危険ブロック塀等除却事業補助金返還命令書（様式13号）
取扱担当課	渋川市役所建築住宅課（第二庁舎） 電話 0279-25-7191（直通） 0279-22-2111（内線4714） メールアドレス ken-juu@city.shibukawa.gunma.jp